

○みなべ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月22日条例第33号

改正

平成29年3月22日条例第3号

令和3年7月21日条例第15号

令和5年12月15日条例第22号

みなべ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び町の執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 町の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 町長は、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は租税に関する法律若しくはこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め若しくは協力の要請を行うときに必要な限度で、自らが保有する特定個人情報を利用することができる。ただし、

法の規定により、情報提供ネットワークを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

5 第2項及び第3項の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書、第3項ただし書及び第4項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1 町長	みなべ町子ども医療費支給に関する条例（平成16年条例第84号）による子どもの医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	みなべ町ひとり親家庭医療費支給に関する条例（平成16年条例第86号）によるひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	みなべ町重度心身障害児（者）医療費支給条例（平成16年条例第85号）による重度心身障害児等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）に基づく事務のうち、和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の規定により知事の権限に属する事務を市町村が処理することとされている事務
5 町長	みなべ町精神障害者医療費の支給に関する条例（平成16年条例第88号）による精神障害者の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

6 町長	みなべ町心身障害児等在宅扶養手当支給条例（平成16年条例第78号）による心身障害児等在宅扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 町長	みなべ町在宅障害者等福祉手当支給条例（平成16年条例第79号）による在宅障害者等福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 町長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）に基づく事務のうち、和歌山県の事務処理の特例に関する条例の規定により知事の権限に属する事務を市町村が処理することとされている事務
9 町長	みなべ町営住宅管理条例（平成16年条例第114号）による町営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
10 町長	みなべ町老人医療費の支給に関する条例（平成16年条例第87号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 町長	みなべ町子ども医療費支給に関する条例による子どもの医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条</p>

		<p>例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(5) みなべ町ひとり親家庭医療費支給に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
2 町長	<p>みなべ町ひとり親家庭医療費支給に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) みなべ町子ども医療費支給に関する条例による子どもの医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
3 町長	<p>みなべ町重度心身障害児（者）医療費支給条例による重度心身障害児等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 地方税関係情報であって規則で定め</p>

		<p>るもの</p> <p>(5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
4 町長	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に基づく事務のうち、和歌山県の事務処理の特例に関する条例の規定により知事の権限に属する事務を市町村が処理することとされている事務</p>	<p>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
5 町長	<p>みなべ町精神障害者医療費の支給に関する条例による精神障害者の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
6 町長	<p>みなべ町心身障害児等在宅扶養手当支給条例による心身障害児等在宅扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
7 町長	<p>みなべ町在宅障害者等福祉手当支給条例による在宅障害者等福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>

		<p>(3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) みなべ町心身障害児等在宅扶養手当支給条例による心身障害児等在宅扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
8 町長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令に基づく事務のうち、和歌山県の事務処理の特例に関する条例の規定により知事の権限に属する事務を市町村が処理することとされている事務	<p>(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
9 町長	みなべ町営住宅管理条例による町営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
10 町長	みなべ町老人医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>

別表第3 (第5条関係)

機関	事務	機関	特定個人情報
1 町長	法別表第2の第2欄に掲げる事務	教育委員会	当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる情報
2 教育委員会	法別表第2の第2欄に掲げる事務	町長	当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる情報